

不妊治療費助成事業に係る所得額の算出方法

《算出方法》

夫及び妻それぞれに計算し、合算します。(下記の計算表をご利用ください)

対象所得額(P) = 所得の合計額(D) - 夫婦それぞれの控除額の合計(N)

(単位:円)

		夫	妻	
所得額	A	総所得額		
	B	山林所得金額		
	C	退職所得金額		
	D	所得の合計(A~Cの合計)		
控除額	E	80,000	80,000	
	F	児童手当法施行令第3条第1項の控除額		
	G	雑損控除額		
	H	医療費控除額		
	I	小規模企業共済等掛金控除額		
	I	障害者控除額	普通	該当者数 × 27万円
			特別	該当者数 × 40万円
	K	寡婦・寡夫控除額	一般	該当すれば27万円
			特別	該当すれば35万円
	M	勤労学生控除額 (該当すれば27万円)		
N	夫婦それぞれの控除額の合計(E~Mの合計)			
対象所得額	O	(1)	(2)	
	P	夫婦それぞれの対象所得額(D-N) 夫婦の対象所得額の合計 (当該事業の対象条件における所得額)		
		(1)+(2)		

注1)「A:総所得額」とは、

- ・市民税・県民税 所得・税額証明書の「総所得額」
- ・給与所得の源泉徴収票では、「給与所得控除後の金額」
- ・確定申告書Aでは、「第一表の所得金額の合計金額」
- ・確定申告書Bでは、「第一表の所得金額の合計金額+第三表の所得金額から株式等の譲渡を除いた金額」

注2)「E:児童手当法施行令第3条第1項の控除額」は、「A:総所得額」がある場合に控除することができます。

注3)「控除額: E~M」については、実際に控除がなされ、課税証明書で確認できる場合に限りです。

注4)「O:夫婦それぞれの対象所得額」がマイナスになる場合は、0円となります。